

令和7年度 環境物品等の調達方針

令和7年8月

みえ・グリーン購入基本方針に基づき、令和7年度における環境物品等の調達方針を次のとおり定める。

なお、この調達方針において、「判断基準」及び「配慮事項」は次のとおりとする。

【判断基準】

環境物品等を調達するための基準。

基本的な考え方は次のとおりとし、品目毎の判断基準は個別に定める。

- ① 長期間の使用が可能なもの
- ② 再生素材や再使用部品を使用しているもの
- ③ リサイクルや分別廃棄が容易なもの
- ④ 廃棄時に環境負荷がより少ないもの
- ⑤ 省資源・省エネルギー設計等環境保全に寄与することが大きなもの

【配慮事項】

判断基準ではないが、環境負荷の低減に資するため、特に配慮することが望ましい事項。基本的な考え方は次のとおりとし、品目毎の配慮事項は個別に定める。

- ① 製造過程で環境保全対策が適切であるもの
- ② 廃棄された場合にその処理・処分が困難でないもの
- ③ 品質及び安全性については関連法規、基準、規則などに合致しているもの
- ④ 価格は同類商品にくらべてあまり高くないもの
- ⑤ ライフサイクル全体を通して環境負荷低減に貢献するもの

備考

・品目毎に個別に定める判断基準及び配慮事項において「国基準等を準用」と記載している場合は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」第6条に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月）」に定める判断の基準及び配慮事項（以下「国基準等」という。）のうち同名の品目に係る国基準等を準用するものとする。ただし、括弧書きがある場合は、当該括弧書きの内容に従うものとする。

・国基準等において、2段階の判断の基準（基準値1又は基準値2）が設定されている品目については、「基準値1」による調達を積極的に推進するものとする。

<定義>

「基準値1」：より高い環境性能を示す基準値であり、調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り調達を推進していく基準として示すもの

「基準値2」：調達を行う最低限の基準として示すもの

- ・国基準等の内容は、以下のアドレスを参照するものとする。

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>

1 物品

(1) 基本調達品目及びその判断基準等

表-1のとおりとする。ただし、適用箇所を定めているものについては、適用箇所のみ
に判断基準等を適用する。

また、原材料に鉄鋼が使用された物品については、表-1の個別の特定調達品目に係る
判断の基準と合わせて、国基準（「1. 共通の判断の基準（個別の特定調達品目に係る判断
の基準と合わせて適用）」）を適用する。

なお、品目毎に考慮すべき判断基準の基本的な考え方を、下表の表記に従い表-1の基
本要件欄に示す。

表記	判断基準の基本的な考え方
長	① 長期間の使用が可能なもの
再	② 再生素材や再使用部品を使用しているもの
リ	③ リサイクルや分別廃棄が容易なもの
廃	④ 廃棄時に環境負荷がより少ないもの
省	⑤ 省資源・省エネルギー設計等環境保全に寄与することが大きなもの

(2) 調達目標

調達目標は表-1に示すとおりとする。

表一 1 (※) 印は県独自品目

分類・分野	品目	基本要件	判断基準及び配慮事項	目標の立て方	調達目標
1 紙類	コピー用紙	再省	国基準等を準用	各品目の当該年度の調達総重量 (kg) に占める基準を満たす物品の重量 (kg) の割合とする	100%
	フォーム用紙				
	インクジェットカラープリンター用塗工紙				
	塗工されていない印刷用紙	再り省			
	塗工されている印刷用紙	再			
	トイレットペーパー				
	ティッシュペーパー				
更紙 (※)	再省	国基準等 (フォーム用紙) を準用			
2 文具類	シャープペンシル	再	国基準等を準用	各品目の当該年度の調達総量 (点数) に占める基準を満たす物品の数量 (点数) の割合とする	100%
	シャープペンシル替芯				
	ボールペン				
	マーキングペン				
	鉛筆				
	スタンプ台				
	朱肉				
	印章セット				
	印箱				
	公印				
	ゴム印				
	回転ゴム印				
	定規				
	トレー				
	消しゴム				
	ステープラー (汎用型)				
	ステープラー (汎用型以外)				
	ステープラー針リムーバー				
	連射式クリップ (本体)				
	事務用修正具 (テープ)				
	事務用修正具 (液状)				
	クラフトテープ				
	布粘着テープ (プラスチック製クロステープを含む。)				
	両面粘着紙テープ				
	製本テープ				
	ブックスタンド				
	ペンスタンド				
	クリップケース				
	はさみ				
	マグネット (玉)				
マグネット (バー)					
テープカッター					
パンチ (手動)					
モルトケース (紙めくり用)					
スポンジケース					
紙めくりクリーム					
鉛筆削 (手動)					

分類・分野	品目	基本要件	判断基準及び配慮事項	目標の立て方	調達目標
2 文具類	OA クリーナー（ウェットタイプ）	再	国基準等を準用	各品目の当該年度の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする	100%
	OA クリーナー（液タイプ）				
	ダストブロワー	廃			
	レターケース	再			
	メディアケース	再又は廃			
	マウスパッド	再			
	OA フィルター（枠あり）	再又は廃			
	丸刃式紙裁断機	再			
	カッターナイフ				
	カッティングマット				
	デスクマット				
	OHP フィルム	再又は廃			
	絵筆	再			
	絵の具				
	墨汁				
	のり（液状）（補充用を含む。）				
	のり（澱粉のり）（補充用を含む。）				
	のり（固形）（補充用を含む。）				
	のり（テープ）				
	ファイル	再又は廃			
	バインダー	再			
	ファイリング用品				
	アルバム（台紙を含む。）				
	つづりひも				
	カードケース				
	事務用封筒（紙製）				
	窓付き封筒（紙製）	再又は廃			
	けい紙	再省			
	起案用紙				
	ノート				
	パンチラベル	再			
	タックラベル				
	インデックス				
	付箋紙				
付箋フィルム					
黒板拭き					
ホワイトボード用イレーザ					
額縁					
テープ印字機等用カセット	再又は長再り廃				
テープ印字機等用テープ	再				
ごみ箱					
リサイクルボックス					
缶・ボトルつぶし機（手動）					

分類・分野	品目	基本要件	判断基準及び配慮事項	目標の立て方	調達目標
2 文具類	名札（机上用）	再	国基準等を準用	各品目の当該年度の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする	100%
	名札（衣服取付型・首下げ型）				
	鍵かけ（フックを含む。）				
	チョーク		国基準等（文具類共通）を準用		
	グラウンド用白線				
	梱包用バンド		[包装に適用] 国基準等（文具類共通）を準用		
	紙袋（※）				
	紙筒（※）				
連射式クリップ用替クリップ（※）					
3 オフィス家具等	いす	長 再り 又は 廃 又は 省	国基準等を準用	各品目の当該年度の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする	100%
	机				
	棚				
	収納用什器（棚以外）				
	ローパーティション				
	コートハンガー				
	傘立て				
	掲示板				
	黒板				
	ホワイトボード				
	個室ブース				
	ディスプレイスタンド				
4 画像機器等	コピー機	省り 又は 廃	国基準等を準用 ※コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機について、2段階の判断基準を設定	当該年度の各品目の調達（リース・レンタル契約を含む）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする	100%
	複合機				
	拡張性のあるデジタルコピー機	再省			
	プリンタ				
	プリンタ複合機				
	ファクシミリ	廃省			
	スキャナ				
	プロジェクタ	再り 廃省		当該年度の各品目の調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする	
トナーカートリッジ					
インクカートリッジ					
5 電子計算機等	電子計算機	廃省	国基準等を準用	当該年度の各品目の調達（リース・レンタル契約を含む）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする	100%
	磁気ディスク装置	省			
	ディスプレイ	廃省			
	記録用メディア	再又は 廃			
6 オフィス機器等	シュレッダー	省	国基準等を準用	当該年度の各品目の調達（リース・レンタル契約を含む）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする	100%

分類・分野	品目	基本要件	判断基準及び配慮事項	目標の立て方	調達目標
6 オフィス機器等	デジタル印刷機	省	国基準等を準用	当該年度の各品目の調達(リース・レンタル契約を含む)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする	100%
	掛時計	長再		当該年度の各品目の調達総量(個数)に占める基準を満たす物品の数量(個数)の割合とする	
	電子式卓上計算機	再省			
	一次電池又は小形充電式電池	省		当該年度の電池(単1形から単4形)の調達総量(個数)に占める基準を満たす物品の数量(個数)の割合とする	
7 移動電話等	携帯電話	長り廃	国基準等を準用	当該年度の各品目の調達(リース・レンタル契約を含む)の総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする	100%
	PHS				
	スマートフォン				
8 家電製品	電気冷蔵庫	廃省	国基準等を準用 ※電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫について、2段階の判断基準を設定	当該年度の各品目の調達(リース・レンタル契約を含む)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする	100%
	電気冷凍庫				
	電気冷凍冷蔵庫				
	テレビジョン受信機				
	電気便座	省		当該年度の各品目の調達総量(個数)に占める基準を満たす物品の数量(個数)の割合とする	
	電子レンジ	廃省			
9 エアコンディショナー等	家庭用エアコンディショナー	廃省	国基準等を準用 ※業務用エアコンディショナーについて、2段階の判断基準を設定	当該年度の各品目の調達(リース・レンタルを含む)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする	100%
	業務用エアコンディショナー				
	ガスヒートポンプ式冷暖房機				
	ストーブ	省			
10 温水器等	ヒートポンプ式電気給湯器	廃省	国基準等を準用 ※ガス温水器、石油温水器について、2段階の判断基準を設定	当該年度の各品目の調達(リース・レンタルを含む)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする	100%
	ガス温水器	省			
	石油温水器				
	ガス調理機器				
11 照明	LED 照明器具	長廃省	国基準等を準用 ※LED 照明器具(投光器及び防犯灯を除く)について、2段階の判断基準を設定	当該年度の各品目の調達総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする	100%
	LED を光源とした内照式表示灯	長廃			

分類・分野	品目	基本要件	判断基準及び配慮事項	目標の立て方	調達目標	
11 照明	電球形LED ランプ	長省 又は 長廃省	国基準等を準用	当該年度の各品目の調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする	100%	
12 自動車等	乗用車、小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等、トラクタ	省	国基準等を準用 ※小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等、トラクタについて、2段階の判断基準を設定	当該年度の自動車の調達（年間リース契約を含む）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする	100%	
	乗用車用タイヤ		国基準等を準用 ※2段階の判断基準を設定	当該年度の乗用車用タイヤの調達総量（本数）に占める基準を満たす物品の数量（本数）の割合とする		
	2サイクルエンジン油	廃	国基準等を準用	当該年度の2サイクルエンジン油の調達総量（リットル）に占める基準を満たす物品の数量（リットル）の割合とする		
13 消火器	消火器	再り 廃 又は 再り 廃省	国基準等を準用	当該年度の消火器の調達（リース・レンタルを含む）総量（本数）に占める基準を満たす物品の数量（本数）の割合とする	100%	
14 制服・作業服等	制服	再り	国基準等を準用	当該年度におけるポリエステル繊維、又は植物を原料とする合成繊維を使用した各品目の調達総量（着数）に占める基準を満たす物品の数量（着数）の割合とする	100%	
	作業服					
	靴					
	帽子			当該年度におけるポリエステル繊維を使用した帽子の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする		
15 インテリア・寝装寝具	カーテン	再	国基準等を準用 ※タイルカーペットについて、2段階の判断基準を設定	当該年度におけるポリエステル繊維を使用したカーテン又は布製ブラインド、及び金属製ブラインドの調達総量（枚数又は点数）に占める基準を満たす物品の数量（枚数又は点数）の割合とする	100%	
	布製ブラインド					
	金属製ブラインド	省				
	タイルカーペット	再				各品目の当該年度の調達総量（㎡）に占める基準を満たす物品の数量（㎡）の割合とする
	タフテッドカーペット					
	織じゅうたん					
	ニードルパンチカーペット	再 又は り 廃				

分類・分野	品目	基本要件	判断基準及び配慮事項	目標の立て方	調達目標
15 インテリア・寝装寝具	毛布	再	国基準等を準用	当該年度におけるポリエステル繊維を使用した毛布の調達（リース・レンタル契約を含む）総量（枚数）に占める基準を満たす物品の数量（枚数）の割合とする	100%
	ふとん	再		当該年度におけるポリエステル繊維を使用したふとん又は再使用した詰物を使用したふとんの調達（リース・レンタル契約を含む）総量（枚数）に占める基準を満たす物品の数量（枚数）の割合とする	100%
	ベッドフレーム	再 又は 再長り		当該年度におけるベッドフレーム、マットレス及びこれらを一体としたベッドの調達（リース・レンタル契約を含む）総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする	
	マットレス	再			
16 作業手袋	作業手袋	再	国基準等を準用	当該年度における作業手袋の調達総量（双）に占める基準を満たす物品の数量（双）の割合とする	100%
17 その他繊維製品	集会用テント	再	国基準等を準用	当該年度におけるポリエステル繊維を使用している集会用テント又はポリエチレン繊維を使用しているブルーシートの調達（リース・レンタル契約を含む）総量（点数）に占める基準を満たす物品の各品目の数量（点数）の割合とする	100%
	ブルーシート				
	防球ネット	再り 廃		当該年度におけるポリエステル繊維、ポリエチレン繊維、又は植物を原料とする合成繊維を使用している防球ネットの調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする	
	旗				
	のぼり				
	幕				
モップ		当該年度における調達（リース・レンタル契約を含む）総量（点数）に占める基準を満たす数量（点数）の割合とする			

分類・分野	品目	基本要件	判断基準及び配慮事項	目標の立て方	調達目標
18 設備	太陽光発電システム	長省	国基準等を準用 ※太陽熱利用システムについて、2段階の判断基準を設定	①太陽光発電システムにあつては、当該年度における調達による総設備容量(kW)とする ②太陽熱利用システムにあつては、当該年度における調達による総集熱面積(m ²)とする ③太陽光発電システム及び太陽熱利用システムの複合システムにあつては、当該年度における調達による総設備容量(kW)及び総集熱面積(m ²)とする	—
	太陽熱利用システム	省		当該年度における調達による総設備容量(kW)とする	—
	燃料電池			当該年度における総調達件数とする	—
	エネルギー管理システム			当該年度における調達(リース・レンタル契約及び食堂運営受託者による導入を含む)総量(台数)とする	—
	生ゴミ処理機			当該年度における調達総量(個)に占める基準を満たす物品の数量(個)の割合とする	100%
	節水器具			当該年度における調達総量(個)に占める基準を満たす物品の数量(個)の割合とする	100%
	給水栓			当該年度における調達による基準を満たす物品の総面積(m ²)とする	—
	日射調整フィルム			当該年度における調達による基準を満たす物品の総面積(m ²)とする	—
	低放射フィルム			当該年度における調達における基準を満たす総調達件数(ライセンス数)とする	—
	テレワーク用ライセンス			当該年度における調達における基準を満たす総調達件数(システム数)とする	—
Web 会議システム					
19 災害備蓄用品	災害備蓄用飲料水	長	国基準等を準用 ※災害備蓄用飲料水について、2段階の判断基準を設定	当該年度の災害備蓄用飲料水の調達総量(本数)に占める基準を満たす物品の数量(本数)の割合とする	100%
	アルファ化米			当該年度の各品目の調達総量(個数)に占める基準を満たす物品の数量(個数)の割合とする	
	保存パン				
	乾パン				

分類・分野	品目	基本要件	判断基準及び配慮事項	目標の立て方	調達目標
19 災害 備蓄用品	レトルト食品等	長	国基準等を準用	当該年度の各品目の調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする	100%
	栄養調整食品				
	フリーズドライ食品				
	備蓄用作業服	再		当該年度における再生プラスチックを原料とする合成繊維を使用した備蓄用作業服の調達総量（着数）に占める基準を満たす物品の数量（着数）の割合とする	
	毛布	再		集計に当たっては、毛布、作業手袋、テント、ブルーシート及び一次電池については、通常業務において使用する基本方針に示す特定調達品目との合計で行う	
	作業手袋				
	テント				
	ブルーシート				
	一次電池	長省		当該年度の各品目の調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする	
	非常用携帯燃料	長			
	非常用携帯電源				
携帯発電機	長省				
20 清掃 資材	洗剤（庁舎清掃用）（※）	省	<p>【判断基準】 揮発性有機化合物の含有量が、厚生労働省の定める室内濃度指針値以下であること</p> <p>【配慮事項】 イ. 可能な限り特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の対象となる指定化学物質を含まないこと</p> <p>ロ. 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること</p>	各品目の当該年度の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする	100%
	床維持剤（ワックス）（※）				
21 ごみ袋 等	プラスチック製ごみ袋	再	国基準等を準用	プラスチック製ごみ袋の調達総量のうち、基準を満たす物品の数量の割合とする	100%

2 公共工事

(1) 基本調達品目及び判断基準等

契約図書において、一定の環境負荷低減効果が認められる表-2に示す資材、建設機械、工法又は目的物の使用が義務づけられていること。

(2) 調達目標

目標の立て方が定められた品目のうち調達を実施する品目については、調達目標は、表-2に示すとおりとする。

表-2 (※) 印は県独自品目

分類	品目		品目毎の判断基準及び配慮事項	目標の立て方	調達目標
	(品目分類)	(品目名)			
資材	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	国基準等を準用		
	アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	国基準等を準用	再生加熱アスファルト混合物の使用を指定した当該年度の工事における再生加熱アスファルト混合物の総使用量 (kg) に占める実際の再生加熱アスファルト混合物の使用量 (kg) の割合とする	100%
		再生骨材等		再生骨材等の使用を指定した当該年度の工事 (下層路面工、基礎工、裏込工等) における再生骨材等 (RC-40) 総使用量 (kg) に占める実際の再生骨材等の使用量 (kg) の割合とする	100%
		中温化アスファルト混合物			
	小径丸太材	間伐材	国基準等を準用 (「間伐材」を「県産間伐材」に読替え)	県産間伐材の使用を指定した当該年度の工事における県産間伐材の総指定量 (設計量) (m ³) に占める実際の県産間伐材の使用量 (m ³) の割合とする	100%
	混合セメント	高炉セメント	国基準等を準用	高炉セメントを使用した生コンクリート (以下、「高炉生コン」という。) の使用を指定した当該年度の工事における高炉セメントの総指定量 (設計量) (kg) に占める実際の高炉生コンの使用量 (kg) の割合とする	100%
		フライアッシュセメント			
	セメント	エコセメント	国基準等を準用		
	コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	国基準等を準用		

分類	品目		品目毎の判断基準 及び配慮事項	目標の立て方	調達 目標
	(品目分類)	(品目名)			
資材	吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	国基準等を準用		
	塗料	下塗用塗料（重防食）	国基準等を準用		
		低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料			
		高日射反射率塗料			
	防水	高日射反射率防水	国基準等を準用		
	舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）	国基準等を準用		
		再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）			
	園芸資材	バークたい肥	国基準等を準用		
		下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）			
	道路照明	LED 道路照明	国基準等を準用		
	中央分離帯ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	国基準等を準用		
	タイル	セラミックタイル	国基準等を準用		
	建具	断熱サッシ・ドア	国基準等を準用		
	製材等	製材	国基準等を準用 （「間伐材」を「県産間伐材」に読替え）		
		集成材			
		合板			
		単板積層材			
		直交集成材			
	フローリング	フローリング			
	再生木質ボード	パーティクルボード	国基準等を準用		
		繊維板			
		木質系セメント板			
	木材・プラスチック複合材製品	木材・プラスチック再生複合材製品	国基準等を準用		
	ビニル系床材	ビニル系床材	国基準等を準用		
	断熱材	断熱材	国基準等を準用		
	照明機器	照明制御システム	国基準等を準用		
変圧器	変圧器	国基準等を準用			
空調用機器	吸収冷温水機	国基準等を準用			
	氷蓄熱式空調機器				
	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	国基準等を準用			
	送風機				
	ポンプ				
配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	国基準等を準用			

分類	品目		品目毎の判断基準及び配慮事項	目標の立て方	調達目標
	(品目分類)	(品目名)			
資材	衛生器具	自動水栓	国基準等を準用		
		自動洗浄装置及びその組み込み小便器			
		大便器			
	コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠	国基準等を準用		
県産間伐材塗装合板型枠(※)		国基準等(合板型枠)を準用(「間伐材」を「県産間伐材」に読替え)	県産間伐材塗装合板(以下、「合板型枠」という。)の使用を指定した当該年度の工事における合板型枠の総指定量(設計量)(m ²)に占める実際の合板型枠の使用量(m ²)の割合とする	100%	
建設機械	—	排出ガス対策型建設機械	国基準等を準用	当該年度に発注された建設工事における排出ガス未対策型建設機械損料と排出ガス対策型建設機械損料の合計に占める排出ガス対策型建設機械損料の割合とする	100%
		低騒音型建設機械	国基準等を準用		
工法	建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	国基準等を準用		
	建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法			
	コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法			
	舗装(表層)	路上表層再生工法			
	舗装(路盤)	路上再生路盤工法			
	法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法			
	山留め工法	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法			
目的物	舗装	排水性舗装	国基準等を準用		
		透水性舗装			
	屋上緑化	屋上緑化			

3 役務

(1) 基本調達品目及びその判断基準等

表-3のとおりとする。ただし、適用箇所を定めているものについては、適用箇所のみ判断基準等を適用する。

(2) 調達目標

調達を実施する品目については、調達目標は表-3に示すとおりとする。

表-3 (※) 印は県独自品目

分類	品目	判断基準及び 配慮事項	目標の立て方	調達 目標
省エネルギー診断	省エネルギー診断	国基準等を準用	当該年度に調達する省エネルギー診断の総件数とする	—
印刷	印刷	国基準等を準用 ※ 2段階の判断基準を設定	当該年度に調達する印刷（他の役務の一部として発注される印刷を含む。）の総件数に占める基準を満たす印刷の件数の割合とする	100%
食堂	食堂	国基準等を準用 ※ 2段階の判断基準を設定	当該年度に調達する食堂の総件数に占める基準を満たす食堂の件数の割合とする	100%
自動車専用タイヤ 更生	自動車専用タイヤ 更生	国基準等を準用	当該年度に調達する自動車専用タイヤ更生（自動車整備の一部として調達されるものを含む。）の総件数とする	—
自動車整備	自動車整備	国基準等を準用	当該年度に調達する自動車整備の総件数に占める基準を満たす自動車整備の件数の割合とする	100%
庁舎管理等	庁舎管理	国基準等を準用	当該年度に契約する品目ごとの業務の総件数に占める基準を満たす業務の件数の割合とする	100%
	加煙試験			
	植栽管理			
	清掃			
	タイルカーペット 洗浄			
	機密文書処理			
	害虫防除			
輸配送	輸配送	国基準等を準用	当該年度に契約する輸配送業務の総件数に占める基準を満たす輸配送業務の件数の割合とする	100%
旅客輸送（自動車）	旅客輸送	国基準等を準用	当該年度に契約する旅客輸送業務の総件数に占める基準を満たす業務の契約件数の割合とする	100%
小売業務	庁舎等において営業を行う小売業務	国基準等を準用	当該年度に契約する庁舎等において営業を行う小売業務の総件数に占める基準を満たす小売業務の件数の割合とする	100%
クリーニング	クリーニング	国基準等を準用	当該年度に契約するクリーニング業務の総契約件数に占める基準を満たす業務の契約件数の割合とする	100%

分類	品目	判断基準及び 配慮事項	目標の立て方	調達 目標
飲料自動販売機設置	飲料自動販売機設置	国基準等を準用	当該年度の契約又は使用許可により調達する飲料自動販売機設置の総設置台数に占める基準を満たす設置台数の割合とする	100%
引越輸送	引越輸送	国基準等を準用	当該年度に契約する引越輸送業務の総件数に占める基準を満たす引越輸送業務の件数の割合とする	100%
会議運営	会議運営	国基準等を準用	当該年度に契約する会議の運営を含む委託業務の総件数に占める基準を満たす会議の運営を含む委託業務の件数の割合とする	100%
印刷機能等提供業務	印刷機能等提供業務	国基準等を準用	当該年度に契約する印刷機能等提供業務の総件数に占める基準を満たす印刷機能等提供業務の件数の割合とする。	100%
産業廃棄物処理 (※)	産業廃棄物処理 (※)	【判断基準】 産業廃棄物の委託処理業者への引渡しにあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）に代えて、電子マニフェストを利用すること。	当該年度に契約する産業廃棄物処理委託業務における紙マニフェスト及び電子マニフェストの総発行数に占める、電子マニフェストの発行数の割合とする。	100%

4 その他

【県産材】

(1) 判断基準

「みえ・グリーン購入基本方針」の基本的な考え方に沿うものであって、かつ、三重県の区域にある森林から生産された木材であること。また、その伐採に当たっては、森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。

(2) 調達目標

県が行う工事又は物品の調達においては、「みえ木材利用方針」に基づき、その性能、品質、数量、価格等について考慮したうえで、優先的に県産材を使用又は原料等に県産材を使用しているものを購入するよう努める。

(3) 配慮事項

公共建築物の整備においては、可能な限り県産材のJAS製材品及び「三重の木」認証材を優先的に使用するよう努める。

【認定リサイクル製品】

(1) 判断基準

「みえ・グリーン購入基本方針」の基本的な考え方に沿うものであって、「三重県リサイクル製品利用推進条例」に基づき、三重県認定リサイクル製品に認定されたものであること。

(2) 調達目標

県が行う工事又は物品の調達において、
http://www.pref.mie.lg.jp/eco/recycle/index_00006.htm に示す認定リサイクル製品を、その性能、品質、数量、価格等について考慮し、優先的に使用又は購入するよう努める。

(3) 配慮事項

物品、公共工事及び役務のそれぞれの基本調達品目あるいは、「県産材」に該当した製品については、可能な限り認定リサイクル製品を優先利用するよう努める。